

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

【制度概要】

本給付金は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するために住民税均等割非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するものです。

○支給対象世帯

ア 住民税均等割非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

イ 家計急変世帯

アのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、アの世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※いずれも、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。

○給付額

1世帯当たり10万円

※1世帯1回限り。また、ア・イの重複受給はできません。

○支給方法

受付審査後、令和4年2月中旬から順次支給します。支給方法は、原則世帯主の口座に振り込みます。

ア 住民税均等割非課税世帯に対する給付金について

対象と思われる世帯に対し、役場から「臨時特別給付金支給要件確認書」(以下「確認書」)を郵送します。同封の記入例を参考に対象要件に合致することをご確認いただき、給付対象となる場合のみ必要書類をご提出ください。

○対象要件と受給方法

世帯の全員が令和3年度住民税均等割非課税であることが給付の要件となります。お送りした確認書の内容を確認いただき、給付対象となる場合のみ、同封した返信用封筒によりご返送ください。

※次の場合については対象外です。

- 1 住民税の申告がお済みでない方で、課税相当の収入がある方が世帯の中にいらっしゃる場合
- 2 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合

○提出書類

給付金を振り込む口座	提出必要書類
確認書に記載の支給口座に振り込みを希望する場合	・お送りした確認書のみ (注)確認書の「受給者記入欄」を記入してください。
確認書に記載の支給口座と異なる口座に振り込みを希望する場合 又は 確認書の支給口座欄が空欄である場合	・お送りした確認書 と (1)「金融機関名・支店名・口座番号・口座名義(カナ)」がわかる通帳 又はキャッシュカードの写し (2)口座名義人の氏名・住所がわかる確認書類の写し(※) を貼付すること

(※)確認書類となるものは次のとおりです。氏名・住所がわかる部分の写し(いずれか1点)をご提出ください。

○公的機関が発行する顔写真付証明書(どれか一点で結構です)

マイナンバーカード(個人番号カード)、顔写真付住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

○その他氏名、住所等が確認できる書類(どれか一点で結構です)

医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、各種免許証、各種資格者証、学生証など

○受給対象の方が成年被後見人の場合に成年後見人が代理提出をする場合

上記の提出書類のほか、代理人であることを証明する書類が必要です。成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写しにより成年後見人と確認できる場合は、登記事項証明書の写しをご提出ください。その場合、委任状の提出は不要です。

○受給対象の方が被保佐人・被補助人の場合に、保佐人・補助人が代理提出をする場合

上記の提出書類のほか、代理人であることを証明する書類が必要です。成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写しにより保佐人・補助人と確認でき、かつ、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが代理権目録の写しにより確認できる場合は、登記事項証明書の写し及び代理権目録の写しをご提出ください。その場合、委任状の提出は不要です。

○確認書の提出期限

役場から確認書を送付してから3か月以内となります。提出期限は、確認書に記載されています。

確認書が届いたら内容を確認の上、お早めにご返送ください。

○注意事項

- ・給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- ・住民税均等割非課税を理由に給付金が支給された後に、修正申告により令和3年度住民税が課税されるようになった場合は、給付金を返還していただく必要があります。
- ・本給付金の世帯は、基準日(令和3年12月10日)現在の世帯になります。したがって、基準日翌日以後に同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があつたときでも、同一世帯とみなされ、世帯の分離後のいずれかの世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯は給付金を受け取ることができません。

○給付を辞退される方

確認書の【私の世帯は給付金を受給しません口】欄の口に×印をつけてご返送ください。

○提出書類

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(申請を必要とする世帯の場合)申請書(請求書)

※役場から郵送されます

○申請期間

令和4年2月4日(金)から令和4年9月30日(金)まで

○提出先

・郵送の場合

〒088-2311 標茶町川上4丁目2番地

標茶町役場保健福祉課 住民税非課税世帯特別臨時給付金担当 宛

・直接役場に提出する場合の受付窓口

保健福祉課社会福祉係

！ 詐欺にご注意ください ！

この給付金を装った特殊詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。給付金の支給にあたり、ATMの操作をお願いしたり、現金の振り込みを求めること等は絶対にありません。

イ 家計急変世帯に対する給付金について

○申請できる世帯

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯の方

※次の場合は対象外です。

- ・住民税の申告がお済みでない方で、課税相当の収入がある方が世帯の中にいらっしゃる場合
- ・世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
- ・一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯が申請する場合

○「住民税均等割非課税相当水準以下」の判定方法

令和3年1月以降の任意の1か月の収入を年収に換算して判定します。

収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。

※非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金など)は含みません。

※非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので、次の表をご確認ください。

※収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。この場合は、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しで判定します。

※申請時点の世帯状況で、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入(所得)について判定します。

○判定方法のイメージ(給与所得の場合)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">R3.1以降の 任意の 1か月収入</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">年収換算 (×12月)</div>	VII	家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
		単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
		配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	138.0万円	83.0万円
		配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円	111.0万円
		配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	210.0万円	139.0万円
		配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	250.0万円	167.0万円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">障がい者、未成年、ひとり親の場合</div>		204.3万円	135.0万円	

所得は令和3年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除又は経費等を減額して算出

○申請方法

給付金の受給には、申請が必要です。

※申請の受付は、令和4年2月4日(金)から開始します。

要件を満たす方は、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、標茶町役場に、直接または郵送でご提出ください。

※申請書類は下記リンクよりダウンロードできます。ダウンロードが困難で郵送を希望される方は、役場保健福祉課社会福祉係(015-485-2111)へご連絡ください。

○提出書類

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

[申請書\(請求書\)\(PDF\)](#)

※裏面の最下部の署名欄に必ず署名をお願いします。

[簡易な収入\(所得\)見込額の申立書\(家計急変者用\)\(PDF\)](#)

[申立書\(PDF\)](#)

- ・申請・請求者の本人確認書類の写し
- ・本人確認書類は、住民税均等割非課税世帯の給付金と同じです。
- ・申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し
- ・申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し、戸籍の附票の写し
(令和3年1月1日以降、複数回転居された方のみご提出ください)
- ・受取口座を確認できる書類の写し
- ・通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できるものの写し
- ・簡易な収入(所得)見込額の申立書に記載した、任意の1か月の収入の状況を確認できる書類または令和3年中の収入の見込額を確認できる書類の写し
- ・任意の1か月の収入:申立書に記載した月の給与明細等
- ・令和3年中の収入:令和3年分の源泉徴収票、確定申告書等

○申請期間

令和4年2月4日(金)から令和4年9月30日(金)まで

○提出先

・郵送の場合

〒088-2311 標茶町川上4丁目2番地

標茶町役場保健福祉課 住民税非課税世帯特別臨時給付金担当 宛

・直接役場に提出する場合の受付窓口

保健福祉課社会福祉係

○注意事項

・給付金の支給後、申請内容が虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。

・虚偽により給付を申請することは不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役 10 年以下の刑に処せられることがあります。

・本給付金の世帯は、基準日(令和 3 年 12 月 10 日)現在の世帯になります。したがって、基準日翌日以後に同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったときでも、同一世帯とみなされます。原則として、世帯分離前の世帯主が申請してください。

給付金の支給時期

確認書または申請書を受理してから2週間以内に振込いたします。

※確認書等の記載内容に不備がある場合は、支給が遅れる場合があります。

配偶者からの暴力(DV)を理由に標茶町から避難されている方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。